

ファスト映画アップローダーに対する損害賠償請求訴訟事件の判決について

2022年11月17日

本日11月17日、東京地方裁判所（杉浦正樹裁判長）は、映画を10分程度に短く編集した「ファスト映画」を権利者に無断でアップロードした2名に対し、著作権侵害による損害賠償金5億円の支払いを命じる判決を言い渡しました。

今回の訴訟で原告13社（※1）は、損害額を20億円相当であるものと算定し、このうち最低限の損害回復を求めるものとして5億円の一部請求を支払いとして求めていたものです。

今回の判決についてのCODA/JVAのコメントは以下の通りです。

私たちの主張を全面的に認めた判決であり、著作権侵害に対する大きな抑止力になるものと考えます。

近年の他の著作権侵害事件と比較しても認容金額が大きく、著作権侵害のやり得を許さず、原告13社が一致団結して行動し、このような判決を得られたことの意義は大きいと感じています。



記者発表会の様子①



記者発表会の様子②

※1： 参加企業 13社（50音順）

アスミック・エース株式会社 / 株式会社 KADOKAWA / ギャガ株式会社 /
松竹株式会社 / 株式会社 TBS テレビ / 東映株式会社 / 東映ビデオ株式会社 /
東宝株式会社 / 日活株式会社 / 日本テレビ放送網株式会社 /
株式会社ハピネットファントム・スタジオ / 株式会社フジテレビジョン /
株式会社 WOWOW

■参考：訴訟提起時のニュースリリース

<http://www.coda-cj.jp/news/321/>

■本件に関するお問い合わせ：

一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA） pr@coda-cj.jp
広報担当 中村（080-7124-8652） / 桑原（090-8512-4785）